



木村

裕紀がブランディングテクノロジー<7067>株式の大量保有報告書を提出



東証マザーズのブランディングテクノロジー<7067>について、木村
裕紀が6月28日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「発行会社の代表取締役であり、安定株主として保有しております。」によるもの。

報告書によると、木村
裕紀のブランディングテクノロジー株式保有比率は、58.30%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2019年6月21日。